慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	法整備支援の現場から : カンボジアにおける法曹養成、ベトナムにおける裁判実務改善について
Sub Title	Japanese legal assistance in the field : training legal professionals in Cambodia and improvement of judicial practice in Vietnam
Author	宮﨑, 朋紀(Miyazaki, Tomoki)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2009
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.13 (2009. 3) ,p.263- 274
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	「法と開発」フォーラム
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20090325-0263

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「法と開発」フォーラム

法整備支援の現場から

――カンボジアにおける法曹養成、ベトナムにおける裁判実務改善について――

宮　﨑　朋　紀

1　はじめに
2　カンボジアにおける法曹養成支援
3　ベトナム判決書改善・判例整備支援
4　終わりに

1　はじめに

2007年２月ころまでに日本が行ってきたカンボジアに対する法曹養成支援、ベトナムに対する裁判実務改善支援の活動状況については、本誌第８号305頁以下において、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「国際協力部」という。）教官を務めていた関根澄子氏（現東京地方裁判所判事）により紹介されている。筆者は、同年４月に関根教官の後任として国際協力部教官となり、これまで上記各活動に携わってきたものである。

関根教官の上記論稿にも紹介されているが、日本は、1990年代半ばころ、ベトナム、カンボジアを対象として、相次いで法整備支援を開始した。いずれも当初の活動の中心は、民法、民事訴訟法という基本法の起草又は改正への支援であったが、既にベトナムでは新民事訴訟法、改正民法が成立し、カンボジアでは新民事訴訟法、新民法が成立したため、両国に対する法整備支援の活動内容は、「基本法起草・改正支援」から「関連法令の起草支援」へ、また「法律普及、法律運用、法曹養成等の支援」へと軸足を移してきている。

ところで、「成文法令の起草・改正支援」と「法律普及、法律運用、法曹養成等の支援」との間には、やや違いがあるように思われる。成文法令の成立という目標がはっきりしている前者に対し、後者は、対象となりうる範囲に際限がなく、どの分野につきどの程度まで改善することを目標とすればよいのかにつき確たる基準がないが、この目標を絞っておかなければ、活動が散漫になってしまう危険がある。また、後者は、対象国の社会、文化との関わりがより強い分野ということができ、外国人が支援を行う際にはそういった分野に足を踏み入れざるを得ないことによる困難がある。例えば、対象国の裁判現場における運用状況は、文書化されていないことが多く、聴き取りのみで把握することは容易でないというところからして問題である。したがって、後者の支援に携わる者は、現在行っている活動が、対象国側における改善の必要性、緊急性の度合いに即しているか、対象国の従前の実務と遊離していないかなどについて、悩みながら活動を進めている状況にある。

本稿では主に2007年２月以降のカンボジアに対する法曹養成支援、ベトナムに対する裁判実務改善支援の具体的な活動状況をご紹介しつつ、上記のような難しさについても併せてお伝えしたい。なお、本稿の内容のうち、意見にわたるものは国際協力部の見解ではなく、筆者の私見である。

２　カンボジアにおける法曹養成支援

カンボジアでは、新民事訴訟法が2006年６月に国会で成立し、2007年７月に全国で適用された。新民法は、2007年11月に国会で成立し、現在適用を待っている状態である（適用日は2008年12月時点で未定）。

その起草に際しては、日本側から、第一線で活躍する法学者、裁判官、弁護士のほか、法務省からも民事局局付や国際協力部教官らの多くの人材が参加し、多大な時間と労力を投入して支援活動が行われてきたことは、多くの論稿に紹介されているとおりである[1)]。

成立した民法、民事訴訟法については、「国際的評価に堪える整備された法

律を作りたい」とのカンボジア側の要望を受け、民事訴訟法が全588条（民事執行、民事保全に関する規定を含む。）、民法が全1305条からなるいずれも高度な内容のものとなった。

こうして、民法、民事訴訟法が成立した後は、これらの法律を実際に社会で使われるようにするため、関連法令の起草のほか、各法律の普及、各法律の運用、法曹養成についての支援活動が進められている。

関連法令の起草に関しては、それを支える社会基盤の整備も必要となることによる困難がある。例えば、民法の起草が行われていた当時、社会基盤としての不動産登記の整備が早急に進められることが前提となっていたが、そのスケジュールはかなり遅延している。カンボジア民法では、登記が合意による不動産所有権移転の対抗要件ではなく、効力要件とされていることもあって、それらの規定の円滑な適用に支障が生じることが懸念されている。民事執行や民事保全との関係でも、不動産執行や不動産仮差押えは、日本と同様に、通常は債務者が所有する不動産を対象として、登記をする方法により行うこととされているため、不動産登記の整備の遅れによりこれらの手続の運用にも支障が生じることが心配される。しかし、社会基盤の整備については、直接の支援の対象とするには多くの困難な事情があるため、まずはカンボジアの関係者に民法、民事訴訟法の内容や、両法律の運用のために必要となる関連法令、社会基盤の概要を理解してもらった上で、彼ら自身に切迫感を持って主体的に活動するよう働きかけ、その活動を助けるという方針で支援が行われている。

そこで、次に、カンボジアにおいて民法、民事訴訟法の理解を促進する活動についてみると、新しくできたこれらの法律は、前記のとおり、条文数が多く、内容も高度で体系的な法典である。民事訴訟法については、各規定についての解説及び教科書が既に作成、配布されているが、これらの資料を十分に読みこなせるカンボジア側の人材は限られており、かつ、そういった人の多くは後記のとおり要職に就いて、裁判現場から離れてしまっている。適用後１年半が経

1）最近のものとして、上原敏夫一橋大学教授「カンボジア民事訴訟法点の成立―起草支援作業を振り返って」ジュリスト1358号26頁以下参照

った現在でも、カンボジアの裁判現場で新民事訴訟法が使いこなされているとは必ずしもいい切れず、これらの法律について真に理解を得るためにどのような活動が効率的なのかという悩みは未だに大きい。

両法律の理解を促進する活動の対象者としては、裁判官、弁護士、裁判所書記官、執行官、司法省職員（民法、民事訴訟法の関連法令や省令の起草のため）、司法省以外の省庁職員（民法、民事訴訟法と抵触する法令について調整をしたり、前記のように不動産登記等の整備を促したりするため）、大学の法学部の教員等をはじめ数多く挙げられ、各対象者が両法律を理解する重要性はいずれも大きい。これらのうち、国際協力部が重点を置いて進めてきたのが、王立裁判官・検察官養成校（Royal School for Judges and Prosecutors、以下「RSJP」という。）に対する民事教育改善支援であるため、以下ではこの活動についてご紹介する。

RSJPは、日本でいえば司法研修所から弁護士の養成課程を除いた研修機関といえる。研修期間は２年であり、プノンペン所在のRSJPで受ける前期・後期研修と、その間に各地の裁判所に配属されて受ける実務研修からなるという点は、日本の従前の司法修習に類似する。カンボジア政府によると、RSJP開講時（2003年ころ）の裁判官・検察官の人数は合計172名とのことであり、多くは法学教育を受けておらず、ポル・ポト政権崩壊後、学校の教師等から集められたといわれている。一方、RSJPは、１期55名、２期55名、３期63名、４期62名と順調に研修生を採用しており（2008年12月の時点で２期生まで卒業済み）、順調に進むと３期生が卒業すれば、裁判官・検察官の中でRSJP卒業生とそれ以外の人々がほぼ同数となり、４期生が卒業する2010年５月には、RSJP卒業生がそれ以外の人々を大きく上回ることになる。したがって、このようなRSJPの研修生に、２年間にわたり充実した民法、民事訴訟法の教育を受けさせることは、両法律の円滑な運用にとって極めて効果的といえる。

日本は、2005年11月にRSJP民事教育改善プロジェクトを開始したところ、当初のRSJPにおける民事教育の問題点としては、カリキュラムの不存在、教材の不足、教官の不足の３点が挙げられていた。このうち、カリキュラムについては、日本の司法研修所のノウハウを伝えるなどして、現在はRSJPの幹部

及び教務部門において作成できるようになってきている。現在は、教材の不足、教官の不足という２つの大きな問題に取り組んでいるところである。

民法、民事訴訟法をできるだけ早期に理解し、使いこなせるようになってもらうため、どのような教材を作成すべきかは問題である。これまで作成されてきたものとしては、

① 民法、民事訴訟法の講義レジュメ
② 民法、民事訴訟法の事例演習問題
③ 民事第１審手続マニュアル
④ ③のマニュアルに付随する民事第１審模擬記録
⑤ ④の記録に基づいて裁判を実演し、クメール語の吹き替えを入れたDVD
⑥ 模擬裁判用事案（２種類、いずれも貸金請求事件）

等が挙げられる。カンボジアにある大学の法学部では、いずれも民法、民事訴訟法についての十分な教育が行うことができていないため、RSJPにおいて民法、民事訴訟法を最初から教えなければならないところが日本の司法研修所との大きな違いである。上記の中で、⑤のDVDは、実際の弁論準備手続や尋問のイメージを掴むのに適した教材であり、これを見せた上で模擬裁判を行うと、従前よりも格段によい実演が行われるようになることが実感されるものである。映像を使って教材を作成するなどの工夫は今後も取り込んでいきたいと考えている。

そして、今後作成する教材の候補としては、

⑦ 更に多くの事件類型についての模擬裁判用事案、事例演習問題
⑧ 民事執行、民事保全手続マニュアル
⑨ ⑧のマニュアルに付随する民事執行、民事保全模擬記録
⑩ 民事訴訟・民事執行・民事保全の各手続を進める上で必要な書式例集
⑪ 民法、民事訴訟法、民事執行、民事保全に関する一問一答集

など、数多くのものが挙げられる。これらに優先順位を付けることは容易ではないが、民法が近く適用される見込みであること、カンボジアの裁判官らから

日本人現地専門家（RSJPに常駐する日本の検察官）に民事保全、民事執行に関する質問が大量に寄せられていることなどを考慮しつつ、一つずつ作成を進めているところである。

教材については、作成手法をどのようにすべきかについても大きな悩みがある。つまり、日本の既存の民法、民事訴訟法の教材に必要な修正を加えつつ翻訳していけば、質の高い教材を比較的短い期間で作成することが可能である一方で、完成した教材をいきなり渡してもRSJP教官らが十分に理解できず、講義において使いこなせない危険がある。他方で、カンボジア側に作成を任せた場合、法律全体を完全に理解をしているわけではない状態で一から教材を作成するために、内容に間違いがあったり不足があったりすることが避けられないし、体系的な内容のものができないという欠点がある。また、日本側とカンボジア側の共同作業で行う場合は、作業過程でコミュニケーションをとるための通訳と翻訳の労力が極めて大きくなり、すべての教材についてこの手法をとることはできない。

こういった状況の中で、教材の性質に応じて適切と思われる作成手法を使い分けているところである。例えば、民法、民事訴訟法の講義レジュメについては、RSJP教官らが講義で自ら使用するものであるため、まずは自ら作成してもらい、日本側ができる範囲でコメントするという形をとっている。他方、民事執行、民事保全の教材については、特にカンボジア側の知識が不足しており、自ら作成することは難しいが、そうかといって日本側で作成しても使いこなせない危険が高いため、共同作業の手法を用いている。つまり、現在ほぼ完成しつつある民事保全マニュアルについては、これまで日本人現地専門家からマニュアルの内容を踏まえた講義をし、それをノートにとるという形でカンボジア側に原案を作成してもらい、また、民事保全模擬記録についても、日本の書式例を示してそれにカンボジアの従来の書式を取り入れつつ事案に当てはめるという形でカンボジア側に原案を作成してもらい、いずれも最後に日本側で手を入れるという形で作成作業を進めてきた（以上の過程では、日本人現地専門家が英語を用い、アシスタントによる英語―クメール語の通訳、翻訳を介している）。

次に、教官不足の問題についてご紹介する。RSJPの民事裁判教官は７名いるが、いずれも裁判官や司法省職員という本来職務を持つ非常勤教官であり、加えて、多くは民法、民事訴訟法の起草ワーキンググループメンバーとも重なっていた。カンボジアは、ポル・ポト政権下での知識人虐殺の結果、現在でも人材不足という大きな問題を抱えているところ、優秀な人材の集まりであった前記ワーキンググループメンバー兼RSJP教官らは、司法省次官、最高裁判所判事等に昇進するなどして、その本来職務等に忙殺されるようになってしまった。そのため、RSJPでは、予定の講義に教官が来ることができず、カリキュラムに穴が空くという事態が頻繁に生じ、また、新しい教材作成にじっくり取り組むことができる教官もいないという状態になった。

そこで、多忙でRSJPに来ることができない教官の穴を埋めるため、2006年３月ころから、教官候補生としてRSJP １期卒業生を中心に７名を選抜してもらい、彼らを対象に、日本人現地専門家が毎週１回セミナーをするなどして集中的に情報提供を行った。こうして、教官候補生の民法、民事訴訟法に関する知識のレベルは急速に上昇したが、しばらくの間、RSJP幹部及び教務部門は、若くて実務経験の少ない教官候補生を教壇に立たせることに強い拒否反応を示し、教官らの多忙さにより講義が突然取りやめになるという状態が続いても、あくまで教官候補生に講義を担当させなかった。しかし、2008年４月から、１つの講義に教官と教官候補生を１名ずつペアで担当させる仕組みが採用されたところ、教官がかなりの割合で講義に来ることができない状態が続いたため、教官候補生が代わって教壇に立つという状況が自然に実現することとなった。さらに、教官候補生が書記官養成校の教官に任命されたり、現職裁判官相手の短期セミナーで講義を担当したりもするようになった。教官候補生に実力が付いてくると、他に選択肢がないこともあり、自然に活用されるようになり、日本側も驚くような速さで教官候補生育成の活動が実を結んできたというのが最近の状況である。

教官候補生は、RSJP １期卒業生を中心とする７名のほか、２期卒業生からも７名が選抜され、筆者も国内及び現地でのセミナーにおいて、彼らに対する

講義等を担当してきた。いつも感銘を受けるのはその熱心さであり、質問が多く出て時間が超過することも珍しくない。「カンボジアの民事裁判の将来のため、日本の実務に関する情報をできる限り吸収したい」、「自分たちにはこのセミナーで得た知識を他の裁判官に伝えなければならないという責任がある」といったことを直接聞くことも多く、日本側も自然に力が入ることになる。もっとも、日本側にとっては、根本的な事項についてなかなか理解を得ることができなかったり（例えば、当事者主義、弁論主義など）、日本ではさほど重要度、優先度が高くないとして講義では触れられないと思われる点に質問が集中したりすることもあるが（例えば、期日調書の記載への異議、和解無効確認、中間判決、訴訟費用など）、カンボジアの裁判の現状や従前行われてきた実務について次第に知識を得てくると、理解が難しかった理由や、それらの事項に関心が向いた理由が分かってくることがある。そして、セミナーを繰り返す中で、それまで理解を得られなかった点について教官候補生らの納得を得られたときが最もやりがいを感じるときであるといえる。

3　ベトナム判決書改善・判例整備支援

ベトナムでは、いずれも日本側からの起草支援を受けた新民事訴訟法が2004年６月に、改正民法が2005年６月に、それぞれ国会で成立し、既に施行されている。

その後、ベトナムに対する法整備支援は、不動産登記法、担保取引登録法、判決執行法、国家賠償法等の起草のほか、法曹養成や裁判実務改善をも対象とするようになってきており、非常に大きな広がりを見せている。以下では、筆者が関与している裁判実務改善の支援にについてご紹介したい。

まず、ベトナムにおける判例制度の導入に向けての支援が行われてきている。日本側では、ベトナムの最上級審である最高人民裁判所裁判官評議会監督審の決定（以下、単に「監督審決定」という。）が非公開とされ、下級審において監督審決定が参照されずに各地で不統一な法律解釈が行われていることを問題視

していた。そんな折りの2005年６月、「2020年までの司法改革戦略について」と題するベトナム共産党中央委員会政治局決議第49号において、「判決文の公開化を段階的に実現する」、「判例を発展させる手引きを行う」旨の記載がされたことを契機として、判例制度の導入に関し、日本側とベトナム側とで共同研究が行われることになった。そこで、日本側とベトナム側の共同作業の手法により、幾度もの国内及び現地でのセミナーにおいて検討が重ねられ、2007年３月に「ベトナムにおける判例の発展に関する越日共同研究」が作成され、多くの関係機関に配布された。これは、下級審が監督審決定に従った裁判を行うことの意義や重要性、監督審決定の内容を改善することの重要性等について詳細に説いた上、参考決定書案を添付した資料である。しかし、その後、予定されていたこの資料の普及セミナーが開かれない状態がしばらく続き、日本側の気を揉ませた。2008年８月に最高人民裁判所の裁判官らを日本に招いてセミナーが行われ、日本側の最高裁判所調査官経験を有する元裁判官・裁判官、現職の最高裁判所調査官らから、改めて日本における判例の活用の在り方についての情報提供が行われた。同セミナーの中では、日本の裁判実務において判例の持つ影響力は極めて大きいものの、「判例の拘束力」に関する理解の仕方には必ずしも固まったものがあるわけではないことが紹介されたほか、「判例に法的拘束力を認めるか認めないか」の議論とは別に、「重要な法律判断を示した監督審決定が各地の裁判所、裁判官に広く入手可能な状態になり[2)]、かつ、理解されるという状況」を目指すというアプローチもあるのではないかという提言も行われた。こうした情報提供をした上で、2008年12月以降、最高人民裁判所では「判例制度の導入」についてのワーキングセッションが定期的に開かれ、日本人現地専門家も関与していくことが予定されており、近く活動が再び軌道に乗り始めることが期待されている。

次に、第一審、控訴審判決書の改善支援の活動が行われている。日本側から、

2）米国USAIDのSTARプロジェクトでは、2003年以降の監督審決定を集めた判例集を刊行する活動が行われているが、その判例集は全監督審決定を収録したもので検索手段が整備されておらず、そのままでは必ずしも使いやすいものではないように思われる。

ベトナムにおける上記判決書には、請求や争点が明示されていないこと、結論に至る理由に説明不足なものが多いことなどの問題点があるという指摘がされ、判決書マニュアルが作成されることになった。日本側とベトナム側（最高人民裁判所の裁判官）の共同作業の手法により、幾度もの国内及び現地でのセミナーにおいて検討が重ねられ、2006年５月ころ、「判決書マニュアル」及びこれに付随するサンプル判決書が最高人民裁判所幹部に提出された。しかし、その「判決書マニュアル」の出版、配布の許可が下りない状態が続き、その理由を問い合わせても明確な理由が示されず、日本側の気を揉ませている。

以上の判例、判決書に関する活動のいずれについても、かなりの速度で進展したところで一旦減速状態となり、判例に関する活動については再び加速しつつあるという経過をたどっているわけであるが、相手方の機関も他の案件を抱えながら活動を行っているという事情や、必ずしも当初から目指すべきゴールが明確ではないまま作業に入り、途中で方向性の微修正を繰り返さなければならないという実務改善活動の性質などから、こういった経過をたどることも避けられない面があるのではないかと思われる。もっとも、上記のいずれの活動についても成果物としての資料が作成されているため、ベトナム側の理解が進めば、これらが活用されていくものと考えられ、今後の検討の深まりが期待される。

最後に、パイロット地区における裁判実務改善の支援についてご紹介する。ベトナム側は、裁判実務改善の手法として、①ハノイ市近郊のバクニン省を裁判実務改善のためのパイロット地区に選定し、②同省における民事、刑事裁判の実務上の問題点を裁判官等に対するアンケートにより調査、集約し、③最高人民裁判所等の中央の機関がその結果の中から重要な問題点を抽出して検討を加え、④その検討結果を一問一答集の形で全国各地の裁判所に配布するとともに、各地でセミナーを開催するという活動を行うこととし、日本がこれを支援することになった。このような手法は、裁判現場において実際に起きている問題点を拾い上げて取り組むという点で優れたものということができ、相当の効果が期待できるものと思われる。やや難しいのは、この活動の過程に日本側が

支援としてどこまで踏み込むかの点であるように思われる。前記の②の段階で行われたアンケート結果をすべて翻訳し、日本側で分析し、重要な問題を抽出、選抜し、意見を述べるといったところまで踏み込むとした場合、その労力は膨大なものとなる。そのような活動を行うためには、ベトナムの訴訟法の規定のみならず、関連法令や規則等の下位規範、そして、それらが裁判実務でどのように解釈されて運用されているかなども知っておく必要があるといえるからである。どのような形でどこまで支援に踏み込むのが相当か、ベトナム側の実務活動の過程においてどこまで日本側からの意見が活用されるのかについての見込みとのかねあいもあり、判断の難しいところである。

結局、裁判実務、法律の運用の改善については、日本側が労力をかけて支援を行っても、すぐにそのままの形で受け入れられる保証はないが、それは裁判実務や法律の運用の在り方がベトナムの文化、社会と密接に関連するものである以上、当然ということができ、そうであるからこそ奥が深く、おもしろいとも感じられるところである。上記のような性質があることを前提として、見込まれる効果との関係でどこまでの労力の投入を行うかを検討することになるが、留意したいのは、短期間に上がる効果のみを考慮の対象とすべきではないということである。セミナーの現場では、日本の裁判実務について情報提供を行うと、参加者から「非常によい情報を得ることができ、参考になった。是非上層部にそのような形で実務を改善するよう提言したい。」といった反応が示されることも多いのであり、それがすぐには制度や運用の改変には結びつかなかったとしても、そのような参加者が日本の法律や裁判実務についての信頼を次第に高め、ベトナム司法界の要職に就くようになると、それまで地道に行ってきた活動の成果が急速に実を結び始めるということも、これまでの活動の中で経験されているところである。

4　終わりに

法律普及、法律運用、法曹養成等の支援は、いずれも対象となりうる範囲が

極めて広く、伝達が必要な情報の量が非常に多くなる上、対象国側において実情を把握し、真に必要性、緊急性がある活動を選定するのが容易ではないことは、これまで述べたとおりである。そこで、対象国側において、日本語を理解し、日本の法律や裁判実務について研究の対象とする法律家が育ってくれば、上記のいずれの点についても大きな力になり得るように思われる。日本の法律家の側から情報提供を続けるというこれまでの活動のほかにも、日本の大学の民法、民事訴訟法等の研究課程に対象国の法律家を受け入れるなどの活動を行うことは支援として大きな効果を上げるのではないかと思われ、そのような活動を関係各機関で検討されることが望まれる。